# 行政法 (配点 40 点)

#### 【問題】

行政処分に対する裁判所の審査について、以下の【設問】に答えなさい。

#### 【設問1】(配点10点)

行政処分に対する裁判所の審査(違法か否かの審査)方法として裁量権の逸脱・濫用の審査があるが、この審査方法について、いわゆる判断代置審査と比較して説明しなさい。

#### 【設問2】(配点10点)

行政処分権限を付与した法律が、行政庁に裁量を認めているのか、また、どの程度の裁量 を認めているのかは、どのような点に着目して判断されるのかを説明しなさい。

## 【設問3】(配点20点)

裁量権の逸脱・濫用の審査の方法には、いわゆる社会観念審査と判断過程審査があるといわれるが、それぞれの審査方法について説明しなさい。また、小田急訴訟本案判決(最判平成 18 年 11 月 2 日民集 60 巻 9 号 3249 頁・下記参照)で示された審査方法の位置づけについても論じなさい。

### ■ 小田急訴訟本案判決(最判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁)

「裁判所が都市施設に関する都市計画の決定又は変更の内容の適否を審査するに当たっては、当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべき・・・である。」

以上